

令和2年4月16日

札幌市長 秋元克広 殿

札幌市議会公明党議員会
会長 國安政典

新型コロナウイルスの感染拡大防止と、経済並びに 市民生活への支援に関する緊急要望書

新型コロナウイルスの猛威は、いまだ終息の兆しが見えておらず、世界中に感染拡大しており、今や世界193カ国・地域で206万人以上が感染者し、死者13.6万人の状況となっております。

我が国においては、令和2年4月7日、新型コロナウイルス感染者の急増を受け、東京都など7都府県を対象に「緊急事態宣言」が発令され、5月6日までの約1か月間、不要不急の外出自粛要請がなされております。北海道は、この宣言対象地域となりませんでした。第2波とも言える感染者増加への警戒感から、早期に感染拡大を収束させるため4月12日、「北海道・札幌市緊急共同宣言」を道と連携し発表したところです。

今後、再び道内で感染拡大の急増が確認されれば、より強い外出自粛を市民に求めなければならない状況にあることから、職員一人一人が気を引き締め、全庁一丸となって感染拡大防止に全力で取り組むことを求めます。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は甚大で、インバウンドの急減に加え、大規模イベントの中止、不要不急の外出控えから消費の落ち込みも著しく、その影響は日々深刻さを増しております。とりわけ事業や生活が激変してしまった方々も増えていることから、迅速かつ的確な支援策を講じる必要があります。何としても札幌市の経済・雇用、市民の日常生活を守っていかなければなりません。

さらに、この新型コロナウイルスとの戦いは長期戦も覚悟し、政策を総動員して取り組まねばならない戦いであり、この難局を乗り越えるために、市長は強いリーダーシップを示し、わかりやすい情報伝達により、市民に希望と安心を与えて頂きたいのであります。

今回、札幌市議会公明党議員会は、新型コロナウイルス感染拡大の影響について、わが会派に寄せられた意見、各種団体等のヒアリングから、以下の通り提言・要望を80項目に取りまとめました。

札幌市においては、さらなる追加補正予算の策定にあたり、今般、取りまとめた内容を最大限市政に反映していただくとともに、国や道と連携を密に、実効性ある予算措置を行うよう要望いたします。

<目次>

I. 安心を届ける経済対策等について.....	3
1. 家計を支えるための生活支援策.....	3
1) 現金給付.....	3
2) 子育て世帯への支援.....	3
3) 家計が急変した世帯や生活困窮者への支援.....	4
(1) 個人向け融資.....	4
(2) 住まいと暮らしの支援.....	4
2. 事業継続を確保するための支援策.....	5
1) 持続化給付金.....	5
2) 強力な資金繰り支援.....	6
(1) 融資支援について.....	6
(2) 民間金融機関による支援の促進.....	6
3) 特に大きな影響を受けている業界への支援.....	6
4) その他の支援措置.....	7
3. 非正規などを含む雇用の維持・確保のための支援策.....	7
1) 雇用の安定・確保のための支援について.....	7
2) 仕事の確保、収入減等への対応.....	8
4. 景気全体を浮揚させるための対策.....	8
1) 観光需要の創出.....	8
2) 消費活性化策.....	10
3) 成長基盤の強化.....	11
(1) 中小企業等の再起支援.....	11
(2) 大胆かつ機動的な公共投資の積極的な推進.....	12
4) 地方創生の推進.....	12
II. 感染拡大防止のための対応について.....	12
1. 当面の対応.....	12
1) 他地域からの感染拡大防止.....	13
2) 医療提供体制の整備.....	13
3) 感染拡大防止のための環境整備.....	14

(1) オンライン化、テレワーク等の推進.....	14
(2) 衛生管理の推進	16
4) 子どもの居場所づくりと心のケア	17
5) 適切な情報発信と相談体制の整備	17
2. 感染症対策の抜本的強化	17
1) 感染症対策の抜本的強化	17
2) 感染症に加えて自然災害が発生した場合への備え.....	18
III. 実質収支の状況把握と緊急対応のための財政調整基金の 積立確保について.....	18

I. 安心を届ける経済対策等について

1. 家計を支えるための生活支援策

1) 現金給付

○現金給付の実施に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症による影響で、休業などにより収入が大幅に減少し、生活に困っている世帯に対して、生活維持のために必要な資金を交付する給付金制度が予定されている。

給付にあたり、札幌市も申請受付業務を担うことになるが、制度の周知と市民からの問い合わせに対する相談体制の充実、さらには事務作業の効率化を図り、給付対象者に迅速に支給が行き渡るよう準備を進めること。

○児童手当を受給している世帯に対する臨時特別給付金について

子育て世帯に関しては、児童手当（本則給付）を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり 1 万円を上乗せする臨時特別給付金が支給される予定であることから、給付時期と対象者の周知につとめること。

尚、これらの給付金について所得税及び個人住民税を非課税とする措置等が講じられる予定であることに留意すること。

2) 子育て世帯への支援

○市立学校における臨時休業による対応について

札幌市所管の小・中・高等学校等を対象とした一斉休業措置が 5 月 6 日まで行われている。教育委員会は、特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒を含め、全児童・生徒に学習課題が提供されるよう取り組むこと。

また、長期間の臨時休業により虐待の心配がある児童生徒に対する児童相談所をはじめとする関係機関との連携と情報共有を行うこと。

放課後児童クラブについては、運営団体から協力依頼があった場合、可能な限り学校及び公共施設の利用提供にあたること。

○家計が急変した児童・生徒・学生等に対する支援について

新型コロナウイルス感染症による影響で家計が急変した児童・生徒・学生の学習環境に影響が及ばぬよう学費や授業料の納付が困難な世帯への支援、また、給食費、教材費等の徴収実態をよく把握し、柔軟な対応にあたること。

○修学旅行や部活動などの中止・延期に伴う対応について

修学旅行・部活動の大会等の中止・延期については、保護者への過度な負担にならないようにし、児童や生徒、保護者への丁寧な説明と対応にあたること。

3) 家計が急変した世帯や生活困窮者への支援

(1) 個人向け融資

○個人向け緊急小口資金等の貸付の迅速化

個人向け緊急小口資金等の特例による無利子・無担保での貸付については、特に当座の生活費に切迫している方に対し迅速に行われるよう、手続きの簡素化や、わかりやすく審査基準など丁寧な相談説明にあたること。また申請の窓口となる各区の社会福祉協議会の体制充実を図り、必要に応じて生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関や家計相談支援につなげるなど生活再建に向けたきめ細やかな支援を実施すること。尚、この制度に係わる民生委員の負担増への配慮を行うこと。

(2) 住まいと暮らしの支援

○離職や廃業により住居を失った方への市営住宅への入居対応について

離職や廃業により住居を失った（又は失う恐れがある）方からの市営住宅の入居に関する問い合わせや、申し込みがあった場合は、丁寧な対応と迅速な入居ができるよう対応にあたること。尚、税金の支払猶予者への入居申請を拒否することのないよう弾力的な取り扱いを行うこと。

○住宅セーフティネット制度の拡充等

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない状況にある方に対して、現在、国が準備を進めている住宅セーフティネット制度の家賃低廉化補助制度拡充の動向を注視し、住まいと暮らしを一体的に支援すること。また、市営住宅家賃の支払猶予など個々の状況に応じたきめ細やかな対応を行うこと。

○納税が困難な方への対応について

新型コロナウイルスの影響により、市税を納期限内に納税することが困難な方を対象とした徴収猶予の「特例制度」が創設される予定である。札幌市は4月30

日まで夜間相談窓口を設置し相談にあたっているが、市民への丁寧な周知と相談対応にあたること。

また、市民税・道民税（個人住民税）申告書に係る提出期限は4月16日まで延長となっているが、外出を控えるなど申告が困難な方については、期限を区切らず柔軟な申告書の受付を継続すること。

○公共料金や社会保険料等の納付が困難な方への対応

公共料金や社会保険料の支払猶予については、現下の景気悪化の中で支払に困難を抱えている方を対象として迅速かつ柔軟に対応するとともに延滞金を免除・軽減すること。

また、生活困窮者自立支援制度につなぎ、返済等に向けて伴走型の家計相談支援を実施すること。さらに今後、国が実施する社会保険料等の減免措置への対応を注視し、国や道と連携し対応にあたること。

○生活困窮者支援の相談窓口（ステップ）の周知徹底と拡充について

新型コロナウイルスの影響等で生活不安を抱えている方々を早期に相談・支援に結びつけるため、生活困窮者自立支援制度の相談窓口（ステップ）の周知を図ること。併せて、新型コロナウイルスに端を発した相談件数や相談内容等をきめ細やかに把握し、その実態に応じた相談体制やシェルターの拡充を図ること。

○社会的孤立の防止

地域における様々な行事や地域活動の自粛により、孤立しがちな一人暮らしの高齢者等の見守り支援を行うなど社会的孤立を防ぐ地域の取組を強化すること。

また、子ども食堂や子どもの学習支援、ひきこもり支援、高齢者や子どもたちのふれあいなど地域住民主体の居場所確保等の取組については、感染拡大防止に十分留意しながら利用を図ること。併せて、生活困窮者や子ども食堂等への食品提供について、フードバンク等と連携した取り組みを進めること。

2. 事業継続を確保するための支援策

1) 持続化給付金（仮称）について

○持続化給付金（仮称）について

厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対し「持続化給付金（仮称）」の給付が予定されている。

については、申請もれが発生しないよう制度の周知と丁寧な相談対応にあたること。

2) 強力な資金繰り支援

(1) 融資支援について

○中小・小規模事業者への徹底した融資支援の強化

一時的に売上の減少など業況悪化に直面している中小・小規模事業者や個人事業主、フリーランス等の資金繰り支援を強化するため、国では都道府県等による制度融資を活用し、民間金融機関にも実質無利子・無担保・据置最大5年・保証料減免の融資拡大を実施する予定である。については、事業の詳細に注視し、相談とセーフティネット保証を伴う認定事務の円滑化につとめること。

○個人事業主に対する事業継続支援等

個人事業主の事業継続を支える観点から、売上高が急減するおそれがある事業主などに対し、「生活福祉資金特例貸付」として、個人向け緊急小口資金等の特例や、総合支援資金の活用を促すなど相談対応にあたること。

○セーフティネット保証制度の拡充に伴う相談体制の充実強化について

中小・小規模事業者に対する円滑な資金繰りを支援するため、今後、一般保証枠、セーフティネット保証枠のほかに危機関連保証枠が設けられることになっている。については今後、相談件数がより一層増えると予想されることから相談体制の充実強化を図ること。

(2) 民間金融機関による支援の促進

○既往債務を抱える中小・小規模事業者に対する資金繰り支援

既往債務に加え、新たに借入を行う中小・小規模事業者の資金繰り支援を強化するため、返済猶予期間を設けるなど負担軽減への適切な相談支援につなげること。

3) 特に大きな影響を受けている業界への支援

○徹底した需要の喚起等

新型コロナウイルス感染拡大により需要が減少している花を始めとする国産農林水産物・食品・木材等の一層の消費を促すため、消費者に直接購入してもらうための取組、量販店や飲食店等での販売促進、様々な分野において消費需要を喚起するための取組等を推進すること。

○市内の飲食店等への対策について

観光需要の大幅な落ち込みや外出自粛の影響により、市内の飲食店等が甚大な影響を受け、経営継続への不安を抱える事業主が増えている。

については、事業者の経営維持に向けた情報発信や新たな独自サービス開始等への補助を検討すること。

また、資金繰りや雇用の安定化のための制度の周知と相談対応にあたること。

○札幌市の文化・スポーツ施設、指定管理施設のキャンセルに伴う利用料金の返金、減免措置について

札幌市の文化・スポーツ施設、指定管理施設について、利用を予定していた団体等が中止または延期を行った場合、自粛要請に伴うキャンセル料については返金や減免措置については継続、延長を含め柔軟に対応すること。

4) その他の支援措置

○申請書類の合理化、審査期間の短縮など、手続きの迅速化

緊急に必要となる融資・保証について、申請書類の合理化や簡素化、審査期間の短縮など、手続きの迅速化を図ること。

○市内に在住の外国人に対する相談対応について

市内に在住している外国人による新型コロナウイルスに関する相談については、国際プラザ内の「札幌外国人相談窓口」で適切な相談やアドバイスができるようにし、市内在住の外国人が生活不安を抱えることのないようにすること。

3. 非正規などを含む雇用の維持・確保のための支援策

1) 雇用の安定・確保のための支援について

○雇用調整助成金について

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う営業自粛や事業の休止など、経済上の理由で事業が縮小された事業主に対する「雇用調整助成金」については、特例措置の拡大と手続きの簡素化が検討されている。

については、申請窓口となる道の「雇用助成金札幌センター」の周知を図り、道と連携し、市内の雇用環境の維持に取り組むこと。

○離職を余儀なくされた方などへの支援について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、離職された方を外国人労働者も含め実態把握につとめること、また、札幌市就業サポートセンターや市内9区にある「あいワーク」などの機能を生かし、職業相談や紹介、さらには職場体験など就職支援の後押しを行うこと。

また、外国人労働者については「さっぽろ外国人相談窓口」や「外国人雇用サービスコーナー」への周知と相談対応にあたること。

2) 仕事の確保、収入減等への対応

○文化芸術・スポーツ等のイベント自粛要請に伴う支援

文化芸術・スポーツ等のイベント自粛要請によって収入減となった団体やいわゆるフリーランスのインストラクターなど、生活に支障を生じた方への相談対応にあたりるとともに、活躍の場として、たとえば配信技術等を駆使した新しい鑑賞・観戦モデルの支援等に取り組むこと。

また、ライラックまつりやYOSAKOIソーラン祭り等の市内イベントの中止決定により大きな影響を受けるイベント関連業種についての資金繰り支援、下請け業者への様々な対策と支援策を講じること。

○インバウンドの減少により仕事や収入が減少している旅行業等への支援

インバウンドの減少により、仕事や収入が大幅に減少している旅行業などの関連職種（観光案内・通訳業務などを含む）について、活躍の場の拡大や支援の充実を図ること。

3) 派遣切りや雇止め等の防止

○派遣切りや雇止めの防止等

派遣切りや雇止めなど深刻な雇用不安を招かぬよう、経済団体をはじめ市内事業主に対し要請するとともに、相談支援体制を整えること。

4. 景気全体を浮揚させるための対策

1) 観光需要の創出

○過度な旅行抑制への対応

「感染リスクを下げる対策」を観光産業全体で共有化・情報発信するとともに、

ウイルス感染対策が一定の軌道に乗った段階で、平常生活に戻ることを呼びかけ旅行を含めたレジャー等の喚起を後押しすること。

○修学旅行等の公的機関による旅行等への対応

修学旅行等を行う教育機関等の「公的機関による過度な旅行抑制」を控えるとともに、日程分散化の上で修学旅行の延期を行うこと。

○安心して旅行をするためのガイドラインを作成・発信

旅行者の旅行控えを避け、安全安心な旅行参加を促進するため、感染症防止対策について分かりやすい正確な情報の提供を行うとともに、安心して旅行をするためのガイドラインを作成・発信すること。

○公共交通・運送宿泊事業者等が行う感染症対策等の正確な情報発信

公共交通・運送事業者・宿泊事業者等が行う感染症対策等について、積極的に正確な情報発信を行い、風評被害の防止等に努めること。

○終息後の観光復興支援と大規模かつ強力な需要回復キャンペーンの実施

観光が地域の飲食、小売などにも広く影響が及ぶ重要産業であることを踏まえ甚大な影響を受けている観光関係事業者の損失を取り返し、新型コロナウイルス感染症により低迷する地域経済を早期に復興するため、旅行に係る費用の割引（ふっこう割等）やクーポンの発行等を行うことにより、半額で旅行できる「旅行半額キャンペーン」を実施するなど政策を総動員し、市内外にわたる、かつてない大規模な旅行需要創出に取り組むこと。

○旅行需要回復キャンペーンによる移動の促進

観光を目的とするヒトの動きを活性化するため、物流に影響を与えないよう配慮しつつ、旅行商品の割引によりバス、タクシー、マイカー、フェリー、鉄道等を利用する観光客の移動を促進すること。

○観光イベント等への強力な支援

地域が実施する観光イベントやプロモーションについても支援を行うこと。また、宿泊だけでなく日帰りも含めた幅広い旅行需要を喚起するとともに、食事、土産、体験プランなど市内外での観光消費が創出されるよう検討すること。

○終息後のインバウンド需要の喚起策

終息後のインバウンド需要の喚起策についても、世界の旅行需要を最大限北海道・札幌市に取り込むべく、市内観光地の安全性と魅力を伝えるため、国や北海道による大規模なプロモーションと協力し実施すること。加えて、例えば、市営交通の外国人観光客に対する無料化等インバウンドキャンペーンの検討を進めること。

○観光産業の生産性向上や高付加価値化、人材育成への支援の着手

旅行需要回復後の需要喚起を進める中で、宿泊業をはじめとした観光産業ができるだけ早期に痛手から回復し、収益力を強化して集客力向上を前向きに進めていくことができるよう、生産性向上や高付加価値化、人材育成への支援など終息前から着手し進めること。

○中止や延期が続く文化芸術・スポーツの需要喚起に向けた支援

文化芸術・スポーツイベントの自粛要請によって、冷え込んだ関心や熱意を取り戻すため、文化・スポーツ関連産業で利用可能なバウチャー制度の導入など文化芸術・スポーツの需要喚起策の検討や市有施設の活用も含めた、文化芸術創造活動やスポーツ活動への支援を行うとともに、子どもたちを対象に各地域で多種多様な文化・スポーツ体験を提供する取組等の支援を行うこと。

○子どもの文化に触れる機会喪失への対応

文化芸術団体等による学校巡回公演等が中止されることによって、子どもたちの芸術鑑賞機会が失われてしまうことから、こうした機会を再確保するための支援を行うこと。

2) 消費活性化策

○クーポン・商品券の配布

新型コロナウイルス感染症により特に大きな損害を被った産業（旅行業、飲食業、イベント業等）をはじめ、幅広い用途に使用できるクーポン・商品券の配布などを行い、消費活性化を後押しすること。配布にあたっては、より迅速に届き、過度な事務負担とならないよう留意すること。

○マイナンバーカードの普及推進

新型コロナウイルス感染拡大のような国難が起きた際、迅速に市民支援ができるようなインフラを整備するとの観点から、マイナンバーカードの普及促進及びカードの作成支援を強化すること。そのため、夜間及び土日祝日の受付・登録のための職員配置、臨時職員の雇用支援、及び市民へのプッシュ型の啓発を行うこと。

○マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント事業）の円滑な実施

マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント事業）については、市民への周知を丁寧に行うこと。また、その事業効果を中小・小規模事業者にも行き渡らせることができるよう、キャッシュレス決済端末の導入等への相談支援を行うこと。

○地域のイベント・キャンペーン支援

感染症終息後の消費喚起を後押しするため、各地域で開催する音楽イベントやキャンペーン等を実施する事業者等に対して、イベント等に係る経費を助成するなど、思い切った対策を講ずること。

3) 成長基盤の強化

(1) 中小企業等の再起支援

○中小企業生産性革命推進事業の有効活用支援

サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資・販路開拓やテレワークツールの導入等を積極的に行う中小・小規模事業者等を優先的に支援するため、相談支援の拡充を行うこと。

○地域の特性に応じた中小・小規模事業者支援

中小企業が環境変化に対応していくため、地域企業再起支援事業を活用し、地域特有の課題や産業構造の特性等、地域ニーズを踏まえた事業を創出して再起支援に取り組むこと。

○中小・小規模事業者の事業再生支援

感染症の拡大や災害等による急激な収益の減少により、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小・小規模事業者に対して、各種相談や金融機関との調整を含めた企業等の再生支援に取り組むこと。また、個人保証債務の整理に係る弁済計画の

策定や債権者調整等の支援を実施すること。

(2) 大胆かつ機動的な公共投資の積極的な推進

○大胆な公共投資

民間工事の延期や減少などにより大きな影響を受け始めた建築業や、今後の影響が懸念される土木建設業に対し、下支え効果を有した早期発注・前倒し発注を行うとともに生産性向上の取組などに繋がる公共投資を積極的に推進すること。

○機動的な対応

資材の遅延、感染者の発生など不慮の事態により必要となる工期の延期や契約金額の見直し、CDP 講習会の中止による入札への影響回避、感染防止に資する効率的な打ち合わせなど非常時に即した柔軟な対応を行うこと。

○建設業を守る細やかで力強い支援

市民生活に不可欠な建設関連事業者存続のため、感染防止や感染者発生後の適切な工事再開の支援、弱い立場にある下請けへの適切な配慮、公共事業の競争性が高まることによる低入札価格の防止など非常時の対応を強力に進めること。

4) 地方創生の推進

○「臨時交付金」の有効活用

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金（仮称）」については、感染症拡大防止に活用することはもちろん、打撃を受けている地域経済や住民生活の改善に向け先を見据えた事業を実施すること。

○奨学金返還支援の充実

地元企業への就職、都市部の大学等から地方企業へ就職した場合に、奨学金の返還支援を受けられる自治体独自の奨学金返還支援制度を充実させ、地域を活性化させる優秀な人材確保に一層取り組むことが出来るようその拡充を国へ要望すること。

II. 感染拡大防止のための対応について

1. 当面の対応

1) 他地域からの感染拡大防止

○緊急事態宣言地域との往来自粛と接触機会の低減に向けた発信の継続について

緊急事態宣言の対象となっている都府県への不要不急の往来、また都府県からの来札自粛および、来札者に対する2週間の体調管理と不要不急の外出自粛の周知徹底を図ること。

2) 医療提供体制の整備

○あらゆる事態に備えた医療提供体制の整備

感染蔓延期及び新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えた場合など、あらゆる事態に備え、市として十分な予算を確保し対応にあたること。国、道と連携し救急医療体制の確保や一般病床も含めた医療提供体制の整備に必要な措置を講ずること。

保健所をはじめ関係部局が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入など、クラスター対策を抜本的に強化すること。医師会、看護師会などの関係団体と引き続き連携し対策を講ずること。軽症者・無症状感染者が自宅療養する際、高齢者や難病患者など配慮すべき者が同居している場合は、旅館・ホテル等を有償で借り上げるなど対応を検討すること。

○マスクや消毒液等の早急な確保と優先提供等

マスク、消毒用アルコール・エタノール等（ゴーグル、アイソレーションガウン等を含む）の物資について、医療現場、介護事業者や障害福祉サービス事業者（施設系、通所系、訪問系、在宅を含む）等の現場では依然として不足している状況を踏まえ、必要十分な確保をし、更なる確保策を早急に講じ、優先的な提供を行うこと。

併せて、医療的ケア児のみならず、医療的ケアが必要な者、がん患者や難病患者、移植患者等のニーズを把握し、マスクや消毒液等を速やかに提供する体制を整えること。

児童福祉施設等や介護施設等、障害者支援施設等における感染防止用備品等購入補助を引き続き実施すること。

○介護・障害福祉サービス・児童福祉サービス提供体制の整備

介護事業者・障害福祉サービス事業者・児童福祉施設等がサービス提供を維持し

続けることができるよう必要な支援を行うこと。

施設のみならず訪問・通所を含む介護や障害福祉サービスにおいて、職員や利用者
に感染者が出た場合の対応方法や基準、濃厚接触者の定義や感染疑いのある利用者
への対応を明確化するとともに、対応にばらつきがないようにすること。また、利
用者の利用控えや休止による影響を把握するとともに、支援策を検討すること。

○医療関係者や患者等に対する診療拒否や風評被害の防止

新型コロナウイルス感染症に感染した職員等や患者が発生した医療機関や介護
施設等に対する風評被害や他の医療機関で診療拒否等が起きている実態を調査し、
速やかに対策を講ずること。

○検査体制の拡充

新型コロナウイルスの蔓延防止のため、新型コロナウイルス感染症の疑いの心配
がある方や、医師が必要と判断した方等が必要に応じて検査が出るよう、迅速かつ
幅広い検査体制の確立を図ること。

○一般電話相談窓口の拡充

この度導入された外部委託方式にとどまらず、相談の必要性の高い方が優先的に
相談を受けられるよう、AIによる電話相談体制や選択式の自動応答システムの導
入による電話相談窓口の拡充を検討すること。

○市有施設に加え国、道の施設等の有効活用

市有施設をはじめ国、道の施設、自衛隊病院の空床等を「軽症者病床」や「重症
化病床」として活用するとともに、人工呼吸器・ECMOを装備し、医官、薬剤官、
看護官も対応にあたるようにするなど、国、道と連携し対策を検討すること。

3) 感染拡大防止のための環境整備

(1) オンライン化、テレワーク等の推進

○オンライン診療の導入支援

新型コロナウイルスの感染が疑われる患者と、高齢者や慢性疾患をもつ定期受診
患者等の接触を減らし、医療施設等における感染拡大を防止するため、ICT技術
を活用してのオンライン診療・オンライン処方に関する協議を医療機関等と進め
必要な情報通信設備の導入を支援し、市民に対し広く周知すること。

○オンラインでの遠隔健康相談の推進

外出等に制約がある中でも、健康状態等に不安を抱える方が、スマートフォンやタブレット端末等を活用して、オンラインで医師などに在宅で健康相談ができるよう環境整備を推進すること。

○一人一台の情報端末整備等に向けたG I G Aスクールの実現

オンライン教育を実現するなど GIGA スクール構想の実現を加速化し、災害や感染症の発生等による緊急時でも子どもたちの学びを保障するため、全学校で高速大容量通信環境の整備を強力に推進するとともに、一人一台端末を早期に実現すること。その際、デジタル教科書やデジタル教材の購入支援、ICT 支援人材の全校配置、家庭等でも学び続けられる環境整備など、ソフト面も含めた支援策も行うこと。

また、休学期間の長期化を踏まえた大学等の高等教育機関の WiFi など大容量×高速通信環境等を整備（仮称・GIGA スクールユニバーシティ構想）すること。特別支援学校・学級に通う子どもたちに優先的に端末を整備するとともに、障がいのある子どもに対応した入力装置等の購入を後押しすること。こうした取組を通じて、高校・大学・高等専門学校等を含む各学校段階・在外教育施設における ICT を活用した学習環境等を強化すること。

○オンライン学習の推進等

休学期間の長期化の中、誰一人取り残さず、創造性を育める学びの場を実現するとともに、在宅で学習が可能な環境を整備するため、インターネット上を通じたコンテンツ配信等の充実など、生徒一人一人に対し、個別最適な教育を効率的・効果的に提供する体制を早急を実現すること。またその取り組みのひとつとして EdTech の導入を進めること。

○緊急時であっても確保される医療、教育を支えるデジタル社会の基盤整備

5G 時代の到来の中、新型コロナウイルス感染拡大のような事態に陥っても学習支援や医療提供が滞りなく実施できるよう、国、道と連携し必要な制度改正や情報通信基盤の整備等を早急に進めること。また、ネットワーク環境がない場合でも、医療処置や学習が継続できるよう、通信が常に確保できる LTE タイプのタブレット端末の普及と環境整備を進めること。

○テレワークの導入支援

新型コロナウイルスの感染拡大防止や経済活動の維持という観点からも、テレワークを幅広く普及させることは極めて重要であり、テレワークの導入を支援する助成金の支給額を大幅に拡充するとともに、助成対象にノートPC等を加え、導入コンサルティング費用を拡充する等支援策を抜本的に拡充すること。申請手続についても簡素化し、オンライン申請を可能とすること。また、テレワーク等の取り組みを徹底させ、より多様性のある働き方の構築に向けた官民の体制整備に寄与すること。

○デジタル・デバインド（情報格差）の解消

高齢者等が ICT 機器の操作等について気軽に相談できる「デジタル活用支援員」を強力に推進し、総合的なデジタル・デバインド対策を講ずること。併せて、生活困窮世帯におけるデジタル・デバインド対策も検討すること。

(2) 衛生管理の推進

○マスクや消毒液等の安定供給

感染拡大防止の観点から、マスク及びアルコール消毒液等の早期かつ安定的な供給を図ること。特に、スーパーや小売店・飲食店・タクシーなど対面接客業従事者や学校給食の調理現場、幼稚園、保育園、食品製造会社など栄養士業界について、マスク等が行きわたるよう、官民が連携し増産・調達体制を強化すること。例えば札幌発の粉末から簡単に作れる次亜塩素酸水などを有効活用すること。

○市民の日常生活に必要不可欠な事業従事者へのマスクなどの物品配布

公共交通・運送事業者・ホテル・スーパー・小売店・飲食店の安全・安心の確保に向けて、感染防止に不可欠な マスク・消毒液等の物品の優先的な配分、非接触体温計の設置支援などについて特別の措置を講ずること。

○スーパー等での感染拡大防止の徹底

不特定多数の方が利用するスーパー・食料品店等において、入店時の手指消毒の徹底、レジに並ぶ際のソーシャルディスタンスの確保、陳列された商品に無作為に触らない、レジ打ち従事者の金額読み上げをひかえる等、感染拡大防止のための買い物ルールを徹底し周知を図ること。多くの方に接するレジ打ち従事者への感染が起こらないよう適切な対策を講ずること。

4) 子どもの居場所づくりと心のケア

○放課後児童クラブへの支援措置の継続拡充

新型コロナウイルス感染症による学校の休業措置に伴い、放課後児童クラブへの支援は継続すること。

5) 適切な情報発信と相談体制の整備

○「生活支援ガイド」の活用

「生活支援ガイド」の継続的な更新を行い、生活に不安を抱える市民への周知と活用を促すこと。

○市長のメッセージ配信

市長は親しみやすく平易な言葉で市長の思いや市民に伝えたいメッセージを適時動画配信するなどして市民の不安を払拭すること。

○テレビ記者会見での広報

テレビ記者会見は効果的な広報の場となるため、市民の関心が高い情報や市長が伝えたいメッセージをバックパネル等に様々な工夫でわかりやすく示すこと。

○きめ細やかな相談体制の構築

新型コロナウイルスに対する地域住民の不安・問題解決に向けて、医療情報や中小企業・小規模事業者支援など総合的な相談ができるコールセンターを設置し、相談体制の拡充、周知を行うこと。また、感染症への相談窓口はLINE など SNS でも行えるよう環境整備し周知すること。

○社会不安を増長する消費者問題への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って発生する、不正確な情報拡散による生活用品の品不足、消費者の弱みにつけ込んだ悪質商法による被害発生など、消費生活トラブルの増加に対応するため、札幌市消費者センターの相談体制の充実、受付時間の延長、消費者向けの情報発信強化など、消費者問題への対応に万全を期すこと。

2. 感染症対策の抜本的強化

1) 感染症対策の抜本的強化

○感染症対応等に係る衛生研究所の能力強化

感染症の検査を強化するため衛生研究所は PCR 検査機器の拡充と検査員の育成と拡充を行うこと。またリスク分散といった観点から民間との連携も検討すること。更に分析精度の維持、コンタミネーション（不純物混入）対策など技術レベルの向上に努めること。

○感染症対応等に係る市立札幌病院の能力強化

市立札幌病院の感染症対策をはじめとした政策的医療は、自治体の責務であり、継続と強化を行うこと。更に防護服やマスク、手袋などの衛生用消耗品・備品の回復・拡充、医療用器材の整備、救急車やバスなど患者等の広域輸送用機材の整備など、市中感染拡大に備えた対処能力の強化をすること。

○感染症対策のための消防力の強化

新型コロナウイルス感染症対策として、消防本部への感染防止資機材の整備、アイソレーターなどを備えた消防防災ヘリコプターの整備を推進すること。

2) 感染症に加えて自然災害が発生した場合への備え

○災害が発生した場合に備えた避難体制と物資備蓄の強化

感染症に加え自然災害が発生した場合に備えるため、避難所体制については今後検討を進めること。また物資及び資材の備蓄は更なる強化をすること。

III. 実質収支の状況把握と緊急対応のための財政調整基金の積立確保について

○今後の市税収入を含めた実質収支の状況把握について

今後、市税収入の減少を含めた実質収支の状況を把握し、適切な対応にあたるとともに、国に対する交付税措置等の要望を行うこと。

○財政調整基金等の確保について

今後も十分な財政的な措置が行えるよう、大胆な行財政改革の推進と収入確保につとめ、決算剰余金については、財政調整基金等への積立てに充て、緊急対応への財政措置に万全を期していくこと。